

佐市環保第19号
令和7年4月8日

佐賀県知事
山口 祥義 様

佐賀市長 坂井 英隆



「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議
について（回答）

令和7年2月7日付け政第3513号の協議については、異議ありません。ただし、自衛隊機の佐賀空港利用に当たっては、下記の事項を遵守されたい。

記

- 1 本協議書に定める運航計画や運航空域を遵守するよう防衛省に求めること。
- 2 自衛隊機の運航に当たっては、漁業及び農業並びに生活環境及び自然環境に影響を与えないよう十分に配慮するよう防衛省に求めること。
- 3 自衛隊機の運航に関して、地域住民からの相談・苦情があった場合には、防衛省と協力して誠実に対応すること。
- 4 佐賀空港周辺において騒音等の公害が確認された場合には、防衛省と協力して、速やかに原因を究明し、必要な公害防止対策を講ずること。

「佐賀空港建設に関する公害防止協定書」に基づく事前協議 (佐賀駐屯地(仮称)の開設に伴う空港運営の変更)の説明書

1 公害防止協定書

平成2年3月30日に佐賀県と当時の川副町とで締結。空港の建設工事及び供用に伴う公害防止対策、地域環境保全への配慮、事故発生時の措置等について基本的な対応方針を定めている。

2 事前協議

公害防止協定書では、空港施設の増設や空港運営の変更等をするときは、佐賀県は、あらかじめ佐賀市と協議をすることになっている。

◆公害防止協定書第3条

(空港施設の増設等に関する事前協議)

第3条 甲(佐賀県)は、この協定の締結後 **空港施設の増設**及び**空港運営の変更等**(軽微な工事を除く。)をしようとするときは、あらかじめ乙(佐賀市)と**協議**するものとする。

3 事前協議の内容

(1) 協議事項

自衛隊機の佐賀空港利用による空港運営の変更

(2) 佐賀駐屯地(仮称)における自衛隊機の運用計画の概要

① 趣旨

- 佐賀駐屯地(仮称)は、陸上自衛隊オスプレイ(以下「陸自オスプレイ」という。)の移駐に必要な最低限の整備を令和7年6月末までに完了させ、その後、駐屯地を開設し、陸自オスプレイの配備を予定している。
- 佐賀駐屯地(仮称)には、陸自オスプレイに加え、目達原駐屯地の回転翼機約50機の移駐を予定している。

② 運航計画

ア 民航機の運航優先

- 佐賀空港の民間空港としての使用・発展に支障を与えないことを前提として、自衛隊機は、民航機の運航を優先する。

イ 主な訓練及び飛行時間

- 自衛隊機は、基本的には、午前8時から午後5時までの間に佐賀空港を利用するが、佐賀空港利用時間の範囲内で、夜間(17時から22時)に離着陸訓練を実施する。
 - ・ホバリング訓練…佐賀空港内(基本的には、自衛隊敷地内)
 - ・基本操縦訓練…場周経路やその周辺空域
 - ・部隊訓練…佐賀空港又はその周辺以外の演習場等

ウ 離着陸想定最大回数

	年間日数	年間最大 離着陸回数	飛行実施日の 一日平均 離着陸回数
陸自オスプレイ+回転翼機	290 日程度	約 17,000 回	約 60 回
夜間飛行のみ	75 日程度	約 1,305 回	約 17 回
陸自オスプレイ	290 日程度	約 4,640 回	約 16 回
夜間飛行のみ	75 日程度	約 350 回	約 5 回

※陸自オスプレイ 17 機、回転翼機約 50 機を運用する場合の想定

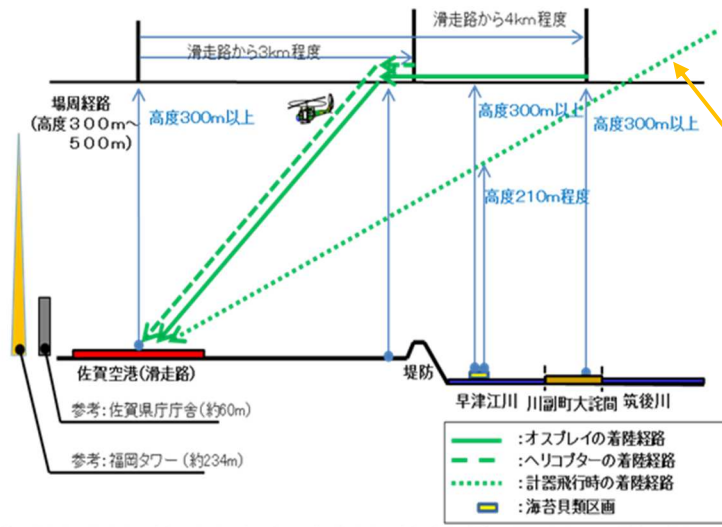
③ 運航空域

- 佐賀空港においては、円滑な離着陸のため、場周経路を設定し、当該経路を經由して、離着陸を行う。
- 佐賀空港の北側には住宅地などが所在するため、騒音の影響を考慮し、佐賀空港の南側を飛行することを基本とする。
- 実際の飛行に当たっては、場周経路上では対地高度 300m 以上、場周経路外では対地高度 500m 以上を確保する。
- 場周経路外における有視界飛行では、目的地までの飛行経路はパイロットの判断に委ねられ、場周経路外に定まった飛行ルートは設定されていない。
- 地域の実情を踏まえ、必要に応じて住宅地、市街地、病院等の上空の飛行は回避する。
- 佐賀県において、低空飛行訓練区域を新たに設定する考えはない。

【場周経路】通常は佐賀空港の南側（太線部）を飛行



【飛行経路断面図】



視界不良時
(計器飛行時)
の着陸経路

※視界不良時はVOR:超短波全方向無線標識施設(方位情報を提供)やDME:距離測定装置(距離情報を提供)を使用して着陸する。

注: 離陸時は着陸時よりも深い角度で上昇するため、着陸時よりも滑走路に近い距離で高度300m以上に到達

④ 航空機騒音の予測

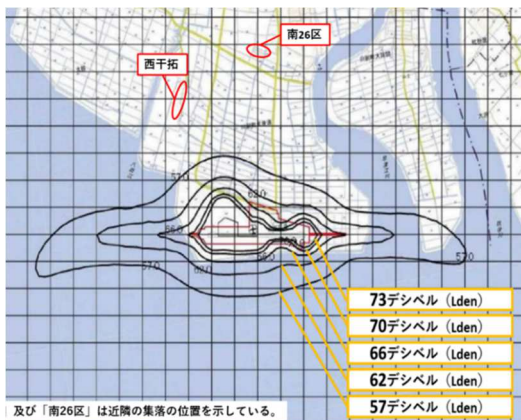
- 国が定める航空機騒音に係る環境基準において、住宅地域に適用される基準値(57デシベル)を超える範囲に住宅地は存在しない。
- 自衛隊機の運用によって佐賀空港周辺の住宅等の環境に与える影響は少ない。

【航空機騒音の環境基準】

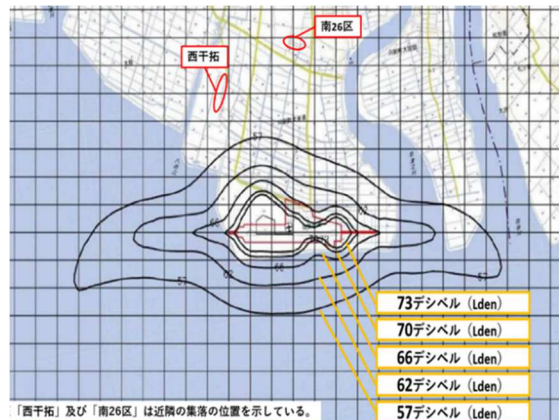
地域の類型	基準値
I. 専ら住宅の用に供される地域	57デシベル以下
II. I以外の地域	62デシベル以下

【騒音予測コンター】

自衛隊機 60回/日+民航機 15.71回/日の離着陸があった場合



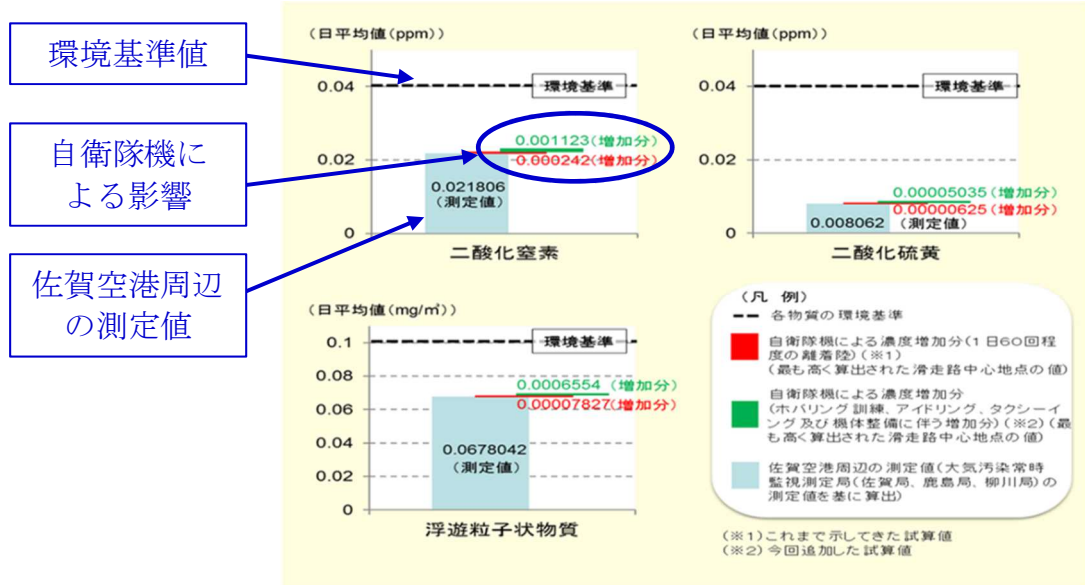
自衛隊機 104回/日+民航機 15.71回/日の離着陸があった場合



⑤ 大気質への影響の予測

○大気汚染物質（二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質）は、ほとんど増加しないと予測され、佐賀空港周辺の環境に与える影響は少ない。

【自衛隊機の離着陸による大気質における各物質の増加量】



4 確認事項

(1) 騒音対策

① 県（防衛省）の説明概要

ア 航空機騒音の監視体制について

- 現在、県では、空港事務所が毎年3地点で1回ずつ、有明海再生・環境課が4地点において2地点ずつ隔年で年2回、航空機騒音の測定を実施している。
- 令和7年度は、有明海再生・環境課所管の4地点において、全ての地点で年2回、航空機騒音の測定を実施する予定としている。



イ 航空機騒音が環境基準値を超えた場合の対応

- 防衛省：自衛隊機の運用に伴う周辺環境への影響を把握し、佐賀県及び佐賀市との合意事項に基づき設置する生活環境の保全及び補償に係る協議等を行うための協議会で、関係者の意見を適切に反映できるようにする。
- 佐賀県：航空機騒音が環境基準値を超えた場合は、速やかに原因を確認し、対応について検討する。

② 市の見解

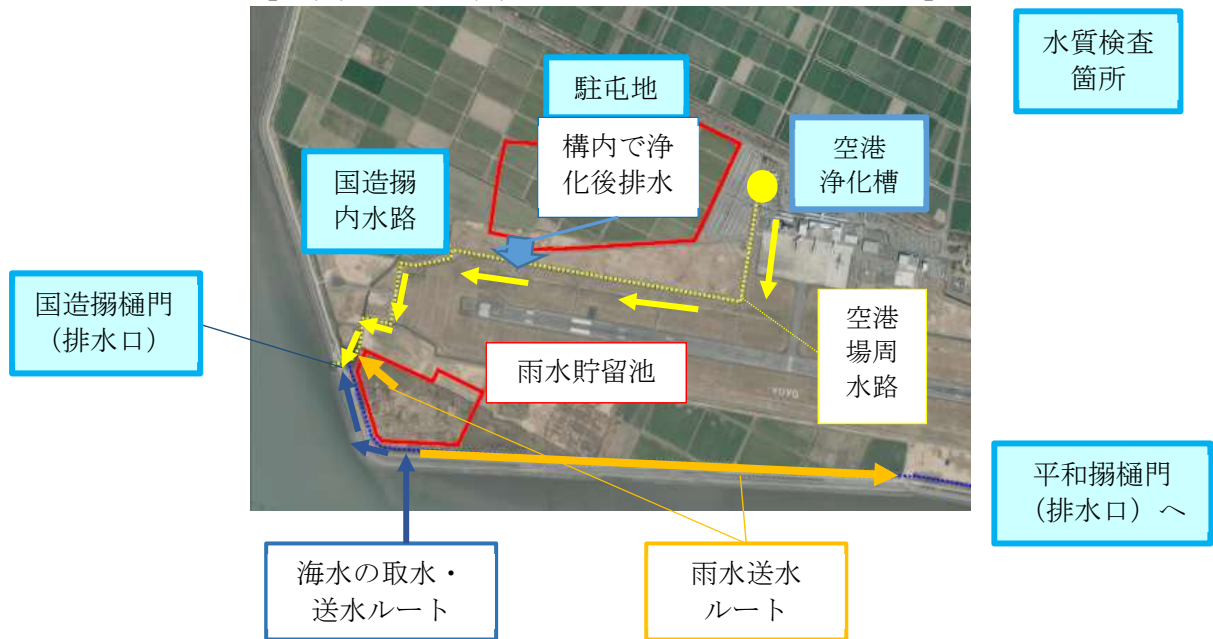
- 航空機騒音の予測コンターによると、現在の住宅地では、航空機騒音の環境基準の地域類型Ⅰに相当する57デシベルを超えることはないと予測されている。
- 県は、航空機騒音の監視測定体制を強化することを予定している。
- 佐賀空港周辺の環境調査計画は、騒音、水質、大気質を含め、毎年開催される佐賀空港公害対策連絡協議会で協議される。
- 航空機騒音が環境基準値を超える場合には、国及び県において、周辺環境への影響把握や原因究明をし、その防止対策や補償について協議するとしている。
- 以上から、騒音対策については、必要な対策が取られている。

(2) 排水対策

① 県（防衛省）の説明概要

- 佐賀駐屯地（仮称）からの生活排水は、浄化槽で浄化をした後、佐賀空港の場周水路に排出する。
- 佐賀空港内の浄化槽及び水路の各所で、水質測定を行っている。
- 海苔漁期には有明海から取水した海水を排水機場の吐出水槽に送水し、一時貯留池で貯留した雨水と混合し、海苔漁に影響のないような適切な比重での排水となるよう調整する。
- 佐賀駐屯地（仮称）では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により規制の対象となるPFOS等の化学物質の取扱いはない。

【佐賀空港・佐賀駐屯地（仮称）の排水ルート】



② 市の見解

- 佐賀駐屯地（仮称）及び佐賀空港ターミナルビルは、水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、両事業場からの排水は、本市の監視対象となる。
- 佐賀駐屯地（仮称）及び佐賀空港ターミナルビルから排出される水は、有明海への排水口となる国造堀樋門又は平和堀樋門においても水質測定が実施され、適切な水質測定監視体制が取られている。
- 海苔漁期の有明海への排水時には、一時貯留した雨水と海水を適切な比重での排水となるよう調整される。
- 以上から、排水対策については必要な対策が取られている。

(3) 粉じん（大気質）対策

① 県（防衛省）の説明概要

- 大気汚染物質は、ほとんど増加しないと予測され、佐賀空港周辺の環境に与える影響は少ない。
- 大気汚染物質の測定は、現在、佐賀空港公園北側の地点で、毎年2回（8月・2月）に実施している。

② 市の見解

- 大気汚染物質の監視測定は、今後も従来どおり実施される。
- 大気汚染物質の増加予測は軽微で、自衛隊機の佐賀空港利用により、環境基準値を超えることは考えにくく、監視体制も取られているため、大気質対策については、必要な対策が取られている。

(4) 水産業対策

① 県（防衛省）の説明概要

- 対地高度300m以上での海上を飛行する際の航空機騒音のために、海上での作業が中断されるような影響はない。
- 海上では対地高度300mを確保することから、下降気流によって海上への影響が出ることは考えられない。
- 木更津駐屯地において、下降気流が周辺地域に影響を与えた事例はない。

② 市の見解

- 排水対策については、(2)排水対策で検討したとおり。
- 陸自オスプレイの海上飛行による騒音や下降気流で、海上での作業に影響はないとされている。
- 他の駐屯地周辺の状況から推察して、粉じん等の被害が出ることは考えにくい。
- 排水等による周辺環境への影響があった場合には、その状況を把握し、環境の保全や補償について協議をし、適切に対応している。
- 以上から、水産業対策については、必要な対策が取られている。

(5) 農業対策

① 県（防衛省）の説明概要

- 佐賀駐屯地（仮称）からの排水は、水質を確認した上で、空港の場周水路に排水することとしており、駐屯地からの排水が周辺農地に流入することはない。
- 農業被害が出た場合は、被害状況を確認の上、個別に適切に対応する。
- 佐賀駐屯地（仮称）内で使用する照明は、一般の街灯や防犯灯と同様のものを駐屯地側に向けて、外柵沿いや駐屯地内の道路に設置し、周辺の環境に極力影響を及ぼさないように配慮する。

② 市の見解

- 佐賀駐屯地（仮称）からの排水が周辺農地に入ることはない。
- 佐賀駐屯地（仮称）に設置する照明は、一般の街灯や防犯灯と同等のもので、極力周辺の環境に影響を及ぼさないように配慮している。
- 排水等による周辺環境への影響があった場合には、その状況を把握し、環境の保全や補償について協議をし、個別に適切に対応している。
- 以上から、農業対策については、必要な対策が取られている。

(6) 自然環境対策

① 県（防衛省）の説明概要

- これまでの環境現況調査では、鳥類や水生生物などについて、駐屯地建設工事による影響は見られない。
- 駐屯地工事は、令和7年7月以降も継続するため、当分の間は、環境現況調査を実施する。
- 環境現況調査において、工事実施前と比較し、生物の状況に変化が確認された場合には、必要に応じて、その原因を究明し対策を講ずる。

② 市の見解

- これまでの環境現況調査では、駐屯地工事による生物への影響は見られない。
- 環境現況調査は、当分の間実施され、自然環境の監視が続けられる。
- 環境現況調査において、生物の状況に変化が確認された場合には、原因を究明し、対策を講ずるとしている
- 以上から、自然環境対策について必要な対策が取られている。

(7) 相談体制の整備

① 県（防衛省）の説明概要

- 防衛省は、佐賀駐屯地（仮称）に苦情・相談窓口を設置し、地域住民の困り事や心配などに対応できる体制をとる。
- 佐賀県は、駐屯地調整室を設置し、佐賀駐屯地（仮称）との連携を図り、地域住民との間を繋いでいく。

② 市の見解

- 佐賀空港周辺の住民からの苦情等の相談窓口を設置し、必要な体制をとるとされている。
- それぞれの相談窓口が機能することにより、地域住民の不安解消に資するものと考えている。

5 結論

自衛隊機の佐賀空港利用について、公害防止協定書に基づき、確認・検討した結果、必要な公害防止対策が措置され、周辺住民の生活環境や自然環境への配慮もなされていると判断される。

よって、自衛隊機の佐賀空港利用に当たっては、回答書に定める事項を遵守することを伝えたくえで、「異議なし」と回答する。